

中小企業販路開拓展開等支援事業

(クール京都 首都圏・海外発信事業)

募 集 要 領

* 申請受付期間 * 平成24年6月1日(金) ~ 7月6日(金)

公益財団法人京都産業21

1 事業目的

本事業は、京都府の補助を受けて実施するもので、中小企業者の方々が市場ニーズの変化や海外市場の成長等に対応して、将来にわたり競争力を維持し、自社の成長、発展を図るために実施される、首都圏・海外をはじめとした販路開拓、新製品開発等の取り組みに必要な経費の一部を補助するものです。

特に、計画的に、自社の強みを活かし、創意工夫を凝らして、果敢にイノベーションに挑戦される取り組みを応援しようとするものです。

2 対象事業者

本事業は、京都府内に主たる事業所等を有する中小企業者及びその団体が対象です。

※中小企業者として、本補助事業の対象となる会社及び個人

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業その他(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※中小企業者の団体として本補助事業の対象となるものは、事業協同組合、企業組合等の法人格を有する団体であって、府内の中小企業者が構成員の過半数を占める団体です。
(商店街関係の法人を除く)

(注1) 次のいずれかに該当するときは対象となりません。

ア 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 対象事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合(カに該当する場合を除く。)に、公益財団法人京都産業21が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。

(注2) 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

(注3) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

(注4) 以下の項目に該当する中小企業は除きます。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人

ただし、以下に該当する者は、大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(公益財団法人京都産業21等)と基本約定書を締結した者(特定VC)
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

3 補助対象事業

補助対象事業は、「1 事業目的」に沿って、実施される事業です。

展示会出展、マーケットリサーチ、PR活動等を除き、原則として京都府内における事業展開を図るものを対象とします。

<対象事業の例>

- ・販路開拓等のための、商品改良・試作、サンプル品作成、製品・サービスの開発、技術の高度化などの取組
- ・新しい販売方法・市場開拓等のために行う国内外展示会への出展、プロモーション活動（パンフレット作成、事前PR、ホームページ制作等）

<対象外となるもの>

- ① 同一事業について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合
- ② 実現可能性のない事業（行政庁の許認可等が必要な事業で取得の見込みが十分ではない事業を含む）

4 補助対象期間

補助金の交付を受けて行う事業の期間は、原則として補助金の交付決定日から平成25年2月28日（木）までです。

※補助金交付決定前に事業着手（契約行為、発注等）をする場合は、事前着手届の提出が必要となります。その場合でも、着手年月日（平成24年4月1日以降の日付）以前に支出された経費については、補助金の対象外となります。

※平成25年3月1日（金）以降に展示会等が実施される場合は3月中の最終日までを事業期間とします。

※補助対象経費の支払いは、平成25年2月28日（木）まで（平成25年3月1日（金）以降に開催される展示会等出展の場合は、展示会等終了後7日以内又は平成25年3月31日のどちらか早い日まで）に完了することが必要です。

5 補助対象経費

補助対象となる経費は、申請事業の実施に直接必要な経費として、申請事業以外の業務と明確に区分できるものです。

<補助対象となるもの（例）>

- ① 原材料費
- ② 機械装置、工具器具、備品の購入、製作、改良、据付、借用に要する経費
- ③ 外注加工費、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費
- ④ 店舗等に供する建物の賃借料、保守又は修繕費
- ⑤ 委託費
- ⑥ 広告宣伝費、ホームページ作成費
- ⑦ 展示会等の出展費（小間料、装飾料などの出展に要する経費）
- ⑧ 旅費（但し、日当やグリーン車・ビジネスクラス等の特別に付加された料金は除く）
- ⑨ 調査研究費（データ購入、調査分析費用等）
- ⑩ 専門家等に対する謝金
- ⑪ 会場借料、借損料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、光熱水費、通訳料、翻訳料、保険料、雑役務費（事業の遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れたアルバイトの賃金・交通費）

<補助対象とならないもの（例）>

人件費（給与等）、借入金及び支払利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、不動産増築費、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料、代引き手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用

6 補助率等

(1) 補助率 2分の1以内

(2) 補助限度額 100万円 ※交付額は、千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

7 応募手続き

交付申請書等の様式は、(公財) 京都産業21のホームページ (<http://www.ki21.jp/>) からダウンロードできます。

また、申請書提出先窓口でも交付申請書等の様式を配布します。

(1) 申請書等の提出先

事業所等の所在地	申請書の提出先(電話番号・FAX・Eメール)
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府山城広域振興局 農林商工部 商工労働観光室 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 電話番号 0774-21-2103 FAX 0774-22-8865 メールアドレス yamashin-no-shoko@pref.kyoto.lg.jp
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹広域振興局 農林商工部 商工労働観光室 〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1 電話番号 0771-23-4438 FAX 0771-21-0118 メールアドレス nanshin-no-shoko@pref.kyoto.lg.jp
福知山市、舞鶴市、綾部市	京都府中丹広域振興局 農林商工部 商工労働観光室 〒625-0036 舞鶴市字浜2020 電話番号 0773-62-2506 FAX 0773-62-2859 メールアドレス chushin-no-shoko@pref.kyoto.lg.jp
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府丹後広域振興局 農林商工部 商工労働観光室 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 電話番号 0772-62-4304 FAX 0772-62-4333 メールアドレス tanshin-no-shoko@pref.kyoto.lg.jp
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	(公財) 京都産業21 経営革新部 経営企画グループ 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内 電話番号 075-315-8848 FAX 075-315-9240 メールアドレス keieikikaku@ki21.jp

(2) 提出方法

平成24年7月6日(金)までに申請書提出先へ原則として持参してください。

やむを得ず持参できない場合は郵送(書留または簡易書留)してください(平成24年7月6日(金)午後5時必着)。

申請書等を持参いただく場合の受付時間は、上記期間中の平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時までです。

(3) 提出書類

〇印の書類を2部提出してください。申請時には、全ての必要書類が整っていることを確認してください。【(★)の書類については、1部は原本(押印したもの)が必要です】

書類名	区分	法人	個人事業者
補助金交付申請・提出書類チェックシート		○	○
交付申請書(様式第1号)(★)		○	○
事業計画書(様式第1号の1)		○	○
最近1期分の決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書)の写し		○	—
最近1期分の確定申告書の写し		—	○ ※左記の書類がない場合は、税務署の受理印のある「個人事業の開廃業等届出書」の写しを提出してください
履歴事項全部証明書(法人登記事項証明書)(★)(申請日から3カ月以内に発行されたもの)		○	—
納税証明書(府税に滞納が無いことの証明書)(★)(申請日から3カ月以内に発行されたもの)		○	○
事前着手届(様式第2号)(★) ※交付決定前に事業着手される場合は、事前着手届も提出してください		○	○

※「納税証明書(府税に滞納がないことの証明書)」の交付については、別添の説明書を参考にしてください。

詳しくは、所管の京都府税事務所、京都府広域振興局税務室にお問い合わせください。

8 審査及び結果の通知

提出いただいた申請書は、審査委員会において、次のような観点から総合的に評価・審査し、採択事業を決定し、平成24年8月上旬（予定）に文書により各申請者に審査結果を通知します。

〈評価基準〉

- ①事業の具体性（具体的な事業計画か）
- ②事業の新規性（事業が新たな取組みであるか、今までの事業との違いがあるか）
- ③事業の効果（経営に及ぼす成果）

※ 審査委員会において、上記基準により総合的に判断し、厳正に審査を行い、採否を決定します。

なお、審査の途中経過並びに審査結果についてのお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご承知ください。

※ 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。

9 補助金事業の完了及び補助金の支払いについて

事業終了後、7日以内に（3月に開催される展示会等への出展の場合は、展示会終了後7日以内又は平成25年3月31日のどちらか早い期日まで）に実績報告書を提出してください。実績報告書の提出があった場合はすみやかに補助事業完了検査を行い、検査に合格したものについて補助金をお支払いします。

補助金の支払いは精算払いとします。（支払い時期：平成25年4月頃（予定）ですが、事業が早期に終了した場合は終了時期に応じ、支払いを行います。）

10 補助事業内容の発表等について

補助金の交付を受けられた事業について、その概要を公益財団法人京都産業21のホームページ等で発表することがあります。

11 問合せ先

前掲の「申請書提出先」又は「京都府商工労働観光部ものづくり振興課」まで、お問い合わせください。

京都府商工労働観光部ものづくり振興課
TEL 075-414-4851 FAX 075-414-4842
メールアドレス monozukuri@pref.kyoto.lg.jp

「納税証明書」（府税に滞納がないことの証明）について

（１）納税証明書を請求するには

納税証明書交付請求書に、証明を受けようとする方の氏名（法人の場合は名称）、住所（法人の場合は所在地）、使用目的、提出先、納税証明を希望する事項等必要事項を記載し、押印の上、府税の窓口へ提出してください。

※ 【使用目的】・・・「中小企業販路開拓展開等支援事業（クール京都 首都圏・海外発信事業）補助金申請」

【提出先】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「(公財)京都産業21」

【納税証明を希望する事項】・・・・・・・・「府税に滞納がないことの証明」

※ 押印は、交付請求者が法人の場合は法人の代表者印又は法人印、個人の場合は認印

※

交付請求者が、証明を受けようとする納税者本人でないときは、委任状を添付してください。

※

交付請求者が法人で、本店が府外にあり、支店（営業所）長名で申請される場合には、委任状の添付は不要です。

※ 納税証明書交付請求書のダウンロードは京都府ホームページをご覧ください

<http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600008.html>

（２）交付を受けられる場所

各府税事務所、各振興局税務室・府税出張所、京都府庁税務課

（※税務署、市区町村役所・役場ではありませんので注意してください）

※ 最寄りの窓口の所在地、電話番号等は京都府ホームページをご覧ください

<http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600061.html>

（３）受付時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

（４）交付手数料

400円

「納税証明書」 窓口一覧

以下の窓口で事務を所管していますが、納税証明書の発行は担当区域以外でも対応しています。

1 京都市内、向日市、長岡京市、大山崎町にお住まいの方、事務所を有する法人の方

名称	所在地	電話番号	担当地区
京都東府税事務所	〒604-8162 京都市中京区烏丸通六角下る 七観音町 634 「カラスマプラザ 21」 3階	管理課：075-213-6320	左京区、中京区、 東山区、山科区
京都西府税事務所	〒615-0022 京都市右京区西院平町 25 (西大路高辻北東角) 「ライフプラザ西大路四条」 4, 5階	管理課：075-326-3312 課税総括室 075-326-3345	北区、上京区、右 京区、西京区、 向日市、長岡京市、 大山崎町
京都南府税事務所	〒601-8047 京都市南区西洞院通九条上る (南区東九条下殿田町 13) 「九条 CID ビル」 2階～4階	総務課：075-692-1360 管 理課：075-692-1320 課税総括室 075-692-1390	下京区、南区、伏 見区

2 京都市、向日市、長岡京市、大山崎町以外にお住まいの方、事務所を有する法人の方

山城広域振興局

名称	所在地	電話番号	担当地区	庁舎名等
税務室	〒621-0021 宇治市宇治若森 7-6	0774-23-5403	宇治市、城陽市、八幡市 、京田辺市、久御山町、 井手町、宇治田原町	宇治総合庁舎
山城南府税 出張所	〒619-0214 木津川市木津上戸 18-1	0774-72-0231	木津川市、笠置町、和束 町、精華町、南山城村	木津総合庁舎

南丹広域振興局

名称	所在地	電話番号	担当地区	庁舎名等
税務室	〒621-0851 亀岡市荒塚町 1丁目 4-1	0771-22-0330	亀岡市、南丹市、京丹波 町	亀岡総合庁舎

中丹広域振興局

名称	所在地	電話番号	担当地区	庁舎名等
税務室	〒625-0036 舞鶴市字浜 2020	0773-62-2502	舞鶴市	舞鶴総合庁舎
中丹西府税 出張所	〒620-0055 福知山市篠尾新町 1丁目 91	0773-22-3904	福知山市、綾部市	福知山総合庁舎

丹後広域振興局

名称	所在地	電話番号	担当地区	庁舎名等
税務室	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855	0772-62-4303	宮津市、京丹後市、伊根 町、与謝野町	峰山総合庁舎

(注) 外形標準課税対象法人、分割基準法人(2以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人)については、府庁税務課の所管となります。

名称	担当		所在地	電話番号
京都府庁	外形標準課税法	法人指導・調査担当	〒602-8570 京都市上京区下立売通新 町西入藪ノ内町(京都府 庁1号館5階)	075-414-5147
税務課	分割基準法人、 利子、証券	分割法人担当		075-414-4437